

6

第 6 章

実現化方策



1 市民との協働によるまちづくり

地区の特性を生かしたきめ細やかなまちづくりを推進するため、市民・事業者・行政が連携し、適切な役割分担により、取組を進めていく必要があります。

そのため、市ホームページや広報紙、パンフレットの配布等を通じて本計画の周知を図るとともに、ワークショップ開催など市民の取組を支援し、まちづくりへの理解と関心を高めていきます。

また、アドバイザーの派遣やまちづくり活動の助成等により、住民主体のまちづくりの取組を支援します。



2 土地利用の規制と誘導

大勢の人が生活している都市においては、土地の使い方や建築物の建て方についてのルールを定めて、それをお互いが守っていくことが重要になります。そのため、本市では現在、計画的に都市づくりを進めていくため、都市計画法に基づく土地の使い方や建物の建て方についてルールを設けています。

都市計画法に基づいて定めるルールの手法としては、代表的なものとして開発許可制度、地域地区制度、地区計画制度があります。本計画で定めた将来像の実現に向けては、これらの規制誘導手法を適正に運用し、都市づくりのルールの策定又は変更を行うこととなります。

3 都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは中長期的な展望に立って定めた基本方針であるため、「姫路市総合計画」や「播磨西部地域都市計画区域マスタープラン」の見直しや社会経済情勢の変化等によって見直しの必要性が生じた場合は、情勢に応じた必要な見直しを行います。

また、都市計画基礎調査等をもとに、人口規模、市街地の面積、土地利用、交通量等、都市の現状や変化の様子などを的確に把握し、5年ごとに進行管理を行うとともに、概ね10年ごとに見直しの検証を行います。



市民・事業者・行政で連携しながら取組を進めるんだね!



社会情勢の変化にあわせて見直しもするみたいだね。



私たちも積極的にまちづくりに参加していきたいね!
でも、何から始めたらいいんだろう?

たとえばだけど、地域で解決したい課題があったときは、まずは、地域のみなさんで、何度も話し合っ、地域の課題の共有やどのようなまちにしていきたいかというまちづくりの方向性を決める必要があるよ。

行政は、まちづくりの実現に向けて、事業手法の検討など、住民主体のまちづくりを支援するんだ。

事業者は、事業の専門性を生かして、サービスを提供していくよ。



なるほど、まずは地域のことを知る必要があるね。

そうだね。これからは君たちの時代だよ。自分たちで将来のまちをどうしていきたいか、考えていきたいね。



